

静岡県告示第778号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成29年10月31日から2週間富士木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年10月31日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
富士白糸滝公園線	富士市中野字西古野178番の6から 富士市中野字西古野179番の4まで	平成29年10月31日
富士富士宮由比線	富士市中野字西古野179番の4地内	